

施術者出張業務開始届書について

- 1 出張業務を開始したときは、開始後10日以内に、保健所長宛に届書を2部提出してください。

2部提出された届書は、1部は保健所への届出、1部を控えとして本人にお渡しします。(来歴を記録するものとして、大切に保管してください。)

- 2 <添付書類>

- ◇ 免許証の写し(ただし、免許証の原本も持参してください。)
- ◇ 運転免許証等で本人確認をさせていただきますので、**運転免許証等身分を証明できる書類の写しを添付し、原本を持参してください。**

※◇「遅延理由書」

- ※ 開始後10日以上経過しているときは、「遅延理由書」も複写して2部、提出してください。

施術者出張業務開始届出

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市保健所長

〒

施術者住所

施術者氏名

TEL () -

FAX () -

次のとおり出張業務を開始するので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3に基づき届出します。

1 業務の種類 (該当項目を○で囲む)	(1)あん摩 (3)はり	(2)マッサージ若しくは指圧 (4)きゅう
2 業務開始日	令和 年 月 日	
3 消毒設備及び方法 (はりを施そうとするときは、はり、手指及び施術の局部を消毒するものも)	設備 方法	
4 免許証の種類		
免許証の名称 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)	登録年月日、 行政庁、登録番号	目の状態 (全盲・半盲)
	昭・平・令 年 月 日 厚生労働省・() 都道府県 第 号	
	昭・平・令 年 月 日 厚生労働省・() 都道府県 第 号	
	昭・平・令 年 月 日 厚生労働省・() 都道府県 第 号	
5 住所付近の見取図		

- 注) 1 出張業務を開始した時は、この届出を保健所あて提出すること。(提出用と控えの2部提出すること。)
- 2 施術者の免許証の写し(A4サイズに縮小)を添付すること。また、免許証の原本を持参すること。
- 3 施術者の本人確認書類(運転免許証等)の写しを添付すること。また、原本を持参すること。
- 4 見取図については、別紙として、住宅地図の写しを添付してもよい。